

平成21年6月12日（金曜日）

---

議 事 日 程

平成21年6月12日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から報告第1号についてまで

---

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

出席議員（8名）

1番	野村信夫君
2番	明和善一郎君
3番	山崎知信君
4番	川崎和夫君
5番	竹島貴行君
6番	前原英石君
7番	嶋田富士夫君
8番	竹島ユリ子君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村 長	金森勝雄君
副 村 長	古越邦男君
教 育 長	塩原勝君
総 務 課 長	高畠宗明君
生活環境課長	笠田恵雄君

会計管理者 松本良樹君  
代表監査委員 野村厚壽君

---

職務のため出席した事務局職員

事務局長 吉田昭博

---

午前 9時00分 開議

議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成21年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

一 般 質 問

議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番 明和善一郎君。

2番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています2点についてお尋ねをいたします。

まず第1点目の水田フル活用の推進対策についてでございますが、国では、平成20年度補正予算として予算化された水田最大活用推進緊急対策の中の水田フル活用推進交付金として、6月4日に転作達成者に対し10アール当たり3,000円がそれぞれの農家や営農組合に支払われたわけでございます。

今回、平成21年度補正予算として、過去最大の経済危機対策の中では水田フル活用元年として位置づけし、村、森、浜に再び活力を取り戻そうと予算が確保され、村への取り組みとして、従来交付されております産地づくり交付金に加え、市町村やJA支所単位の取り組みに対し、水田フル活用、地域農業・農村の再生、活性化に支援ということで計画されていますが、対象農家、対象営農組合についての条件緩和や申請手続の簡素化等、農家負担の軽減を国や県の関係機関、関係者へ働きかけを進め、農家の生産意欲向上に支援していただきたいと思っております。

また、村単独事業として、村内に散在している水張り転作水田や保全管理田をなくすための対策、村特産品の栽培面積の拡大を図るための転作水田の活用、最近注目されている米粉を活用した調理講習会の開催や消費拡大に向けた広報活動等に取り組み、生産にかかわる費用や販売にかかわる経費に対し支援を行えないものか、村長のお考えをお聞きするものです。

なお、平成21年度事業として、近隣の自治体では、認定農業者や集落営農組織に対

し、玄米のばら出荷のためのフレコン計量出荷装置導入支援として、最高額ですが、認定農家には50万円、営農組織には100万円が計画され、申請の受け付けが行われています。このことにより、認定農家なり集落営農のほうへの農地の集積や特産品の栽培拡大が図られていることを申し添えておきます。

次に2点目として、簡易型樹木粉碎機械の導入と堆肥化事業の取り組みについてお尋ねをいたします。

平成19年9月議会において、村内で発生する未利用資源の活用についてお尋ねしたところ、バイオマス事業等の取り組みを検討するには、村で進めている各種事業の進捗状況を見ながら考慮していきたいと回答を得ていたところでございますが、それから2カ年が経過しようとしています。現況はどのようになっていますか。

ことしも各家庭等に出ている剪定枝や雑草の処理が不適切であると関係機関より厳しい注意を受けたということをお聞きしていますが、村内一円で発生する剪定枝や雑草を簡易型樹木粉碎機械を導入し、堆肥やチップとして活用を図り、例えば公衆花壇やオレンジロード沿い桜並木の敷材として利用を図り、自然循環型利用事業としてエコ活動に貢献していけばより高い効果が得られるのではないのでしょうか。

近隣の自治体では、チップーシュレッダーの購入を町が行い、放棄されていた竹林の整理や耕作放棄地の解消に、自治会や森林組合、営農組合等に機械を貸し付けしながら、維持費のみの負担で事業遂行を図られている現状を見させていただきました。このような先進事例を参考に村として取り組んでいけないものか、村長のお考えをお聞きします。

以上2点について、実のある回答をご期待申し上げます。

以上です。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） おはようございます。

それでは、2番明和議員さんのご質問にお答えいたします。

まず初めに、水田フル活用の推進対策についてでございます。

明和さんおっしゃったように、国では、食料自給率の維持向上のため、水田を有効に活用していくことが重要政策との認識のもとで、大豆、麦、飼料作物、米粉 「米粉（べいふん）」も「米粉（こめこ）」と言いますので、私は「米粉（べいふん）」ということで統一させていただきたいと思いますが 飼料用米の生産に取り組む農家には作付面積の拡大に応じて助成を行い、今回の経済危機対策でさらに上乘せを行うなど、水田

フル活用の推進の方向づけをしておるところでございます。

水田フル活用の対象となるのは、昨年作付のなかった調整水田や保全管理地でありまして、村内には9.8ヘクタール、水田面積の約5.7%になるわけでございます。

議員のご質問は、このような状況の中で、村単独事業として、村内に散在している調整水田や保全管理地の解消、村特産品の面積拡大を図るための転作水田の活用拡大、米粉を活用した調理講習会、消費拡大広報活動などの3つの取り組みに対する経費について支援をしてはどうかということだと思っております。

まず1つ目の、村内に散在している水張り水田や保全管理田の解消についてでございます。

水張り水田や保全管理田をできる限り有効に活用していただきたいとの思いは、国をはじめ村においてでも、あるいはまた私自身も明和さんと同じでございます。村といたしましても、今年度から耕作放棄地の防止策として幾つかの事業を実施しておるところでございます。

今年3月には、農業委員会が自主的に農地パトロールに基づき不作付地に対する意向調査、いわゆる地主を対象に実施されております。村ではその結果をもとに、今年度から不作付地2カ所で、学校田として、もう一方は野菜づくり講座のふなはし特産倶楽部として利用することとさせていただいているところでございます。

さらには、この取り組みを契機に、他の不作付地主が刺激を受けることによりまして、自主的な活用が促進されることを期待しているものであります。しかし、調整水田や保全管理地には基盤整備が未実施の地区がございまして、農道も狭く水路の状況が悪いなど農地の管理条件が非常に悪いのでございまして、作付したくてもできないという箇所が多数あるのであります。

このような状況をとらえまして、かねてから申し上げますとおり、村といたしましては、これまでと同様に未整備地区に対し基盤整備の取り組みを奨励するとともに、担い手の育成に対しても支援してまいり所存であります。

担い手の育成につきましては、東和営農組合設立のときから設備等に対して支援してまいりました。また、海老江集落営農組合には、設立の当初から法人化を目標とする条件で、平成13年度には900万円、平成19年度には70万円など補助してまいりました。今後、それぞれの営農組合が法人化により耕作放棄田の解消に大きく寄与していただけるものと期待いたしまして、村も積極的に支援してまいったところであります。

また、既存する営農組織の東和営農組合と海老江集落営農組合が核となりまして法認可が実現すれば、より一層支援を拡充してまいりたいと考えているところであります。

明和議員さんが組合長を務めておいでになる海老江集落営農組合の発展に大いに期待いたし、一日も早く法人としてスタートされることを切望する次第であります。

次に、2つ目の村特産品の面積拡大を図るための転作水田の活用拡大についてであります。

村では、平成18年度から特産品の研究開発事業といたしまして、枝豆やカボチャの生産者に対し、種苗や資材の支援、講習会の開催などを実施しておりまして、特産品づくりに努めているところでございます。

平成20年度からは農業アドバイザー1名を雇用いたしまして、生産者にきめ細かなアドバイスを行い、カボチャにつきましては産地確立交付金の助成対象としていただいたところであります。

平成20年度の実績を申し上げますと、枝豆は40アールの作付で主に周辺の朝市に出荷され、カボチャは60アールの作付で4.2トンを出荷いたしました。いずれも好評で、市場からはカボチャの増産要望を受けており、生産面積の確保が課題になっているところでございます。

一方、栽培には技術や経験が必要であり、すぐに安定した生産量や品質を確保することは至難であります。ソフト、ハード面から特産品の研究開発への支援を行いまして、生産者の皆さんには生産の楽しみを知ってもらい、栽培面積の拡大に努めていただきたいと思います。

最後に、3つ目の米粉を活用した調理講習会、消費拡大広報活動についてであります。国では現在、主食に回さない米粉用米や飼料用米を増産する農家への支援策を充実することで生産調整を堅持することとしております。

また、食料自給率向上のためといたしまして、小麦粉の代替としての米粉の利用を推進しております。主な利用方法は、パン、菓子、めんであります。大手企業の評価は高く、コンビニ、スーパーでの米粉製品の取り扱いが増えている状況と聞いております。また、国の評価でも、ここ2年間で米粉製品に関する認知度、関心度、購入意欲が高まっているところでございます。

一方、食べたことがない人は、米粉製品に対しておいしくなさそうとか、あるいは違和感があるなどの印象が持たれているため、今後は情報提供や試食会などを増やしてい

く必要があるということを申し上げます。

私は依然として日本人の主食はご飯であると思っております。米粉を使つためん類、パン類等は嗜好品の域を脱し得ないと思えます。米を粉にすれば体積は増えますけれども、1人の1日消費量は米飯量には到底及ばないと思っております。

県内でも、米粉パンづくり教室など各地で開催されておりますが、聞くところによりますと、農政事務所の職員が講師になっている教室も開かれていますと伺っております。

ご質問の米粉を活用した調理講習会、消費拡大広報活動に対する村単独事業での支援についてでございますけれども、米粉の普及啓発については国が主体となり実施しておりますので、村といたしましては今のところ関与する施策を講ずるということは考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上のとおり、ご質問がありました3点に対しお答えいたしました。いずれにしましても、村単独事業で支援することは、産地確立交付金など既存の国の制度が十分に活用されていることが前提になることと考えております。さらに、村の支援が必要だと判断できるものにつきましては必要度に応じて今後とも支援を行ってまいり所存であります。どうかご理解のほどをいただきたいと思ひます。

一方、水田の有効利用や耕作放棄地の防止のためには、農業委員会の果たす役割も大変重要であると考えております。農業委員会の役割には、農地転用などの法令業務のほか、農業委員会等に関する法律第6条第2項にうたわれているとおり、農業者の公的機関として、農地の確保、有効利用と担い手確保・育成を中心に地域農業の振興を図っていく重要な役割があり、地方自治法に基づく行政委員会としての位置づけにより、準公選制のもとに委員が選ばれているところであります。このことから、明和議員さんが会長を務められる農業委員会に対して強く期待するものであります。

明和議員さんには、ぜひ舟橋村農業委員会会長としての施策を議会でもお聞かせいただければ幸甚であると思ひます。

また、明和議員さんには村事業の推進面で多大なご協力をいただいております。大変感謝しております。ご提案されることに對し十分検討いたしまして支援してまいりたいと思ひますので、引き続きいろんな面でご指導賜りますようお願い申し上げる次第であります。

次に、ご質問の簡易型樹木粉碎機械の導入と堆肥化事業の取り組みについて答弁をさせていただきます。

現在、剪定枝などを処分する際の村の対応でございますけれども、家庭から出るものは、全世帯に配布してございます「家庭ごみの出し方」を守っていただければ、燃やせるごみとして処理をいたしております。また、剪定業者等に委託されたものについては、当然、業者自身が事業用のごみとして処理しているものと思っております。

村はシルバー人材センターなどの事業者に剪定を委託しておりますが、委託料の中には当然、処理費が含まれていると理解しておりますので、事業用ごみとして適切に処理されているものと理解しているところでございます。

議員ご質問で、今年も剪定枝や雑草の処理が不適切であると関係機関より注意を受けているとのことでございますけれども、どの業者または個人がどんな理由で注意を受けたかは存じておりませんけれども、野焼き等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条の罰則によれば、5年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられる違法行為でありますので、責任を持って適切に処分すべきであると思っております。

ご提案ありました簡易型樹木粉碎機械の導入のことでございますけれども、さきの議会でも答弁いたしましたとおり、村が資源の再利用を行うにはまず絶対量が不足しているのであります。また、事業化をした場合、チップなどにして堆肥にするには場所や発酵させる適切な温度管理が必要なことなど、費用対効果からも考えづらい状況にあると認識しているところでございます。

事業者から出る剪定枝等につきましては、村には果樹農家や林業者などもないことから、機械を導入しても特定の剪定枝を処分する業者しか対象にならず、公平性の観点からも問題があると考えておるところでございます。しかし、シルバー人材センターが事業主体となって機械を導入されることになりました場合は、支援策を検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、引き続き村にとって効率的、効果的な取り組みを検討するとともに、議員からもいろいろと参考意見を伺いまして、そしてそのような事業に取り組んでまいる所存であります。

どうか今後とも議員さんのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） おはようございます。

私は監査委員の経験者として、本日ひとつ質問したいと思っております。

北陸3県で唯一の村になった舟橋村が独立独歩で金森村長指導のもと強く存続するためには、行財政のさらなる確立が求められると思っています。

現在までの月例監査の実態は、通常、半日で実施されていて、時間的にも出納と財産の確認等で終わっていたのではないかと考えています。村の行財政に見直すこともあるような気がし、監査委員経験者として今後の監査のさらなる強化が求められると感じていましたところ、新任されたお二人の監査委員が、自主的に丸1日の監査の実施を提案され、村行財政のさらなる確立に貢献したいと新野村監査委員さんから話を聞き、村のために大変喜ばしいことと思っています。

それ以外にさらなる村監査制度の充実を図るためには、何年かに一度定期的に外部監査を行って、村行財政の向上に行政側も議会も一丸となって取り組んでいる事実を村民にあまねく知らせ、村の将来に安心を与えると同時に、監査委員の監査の向上に与える影響も大きいのではないかと私は考えています。

言うまでもなく、役場の支出は村民の税金であり血税であります。不況の現在、特に血税と感じている人も多いのではないかと私は思います。それを行使して村民の受益を公平に与えるには十分過ぎるほどの配慮等が必要で、また透明性も重視されるのではないかとと思います。

以上でございます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 7番嶋田富士夫議員さんの質問にお答えいたします。

現在、本村では月例出納検査及び決算監査を実施しております。また過去には、住民監査請求による監査も実施しております。

監査とは一般に、主として監察的見地から事務もしくは業務の執行または財産の状況を検査し、その正否を調べることを言いまして、地方自治体においては監査委員による内部的、自主的な監査が主体となっているところであります。また、地方自治体における監査制度の趣旨ないし目的は、原則といたしまして、単なる非違または不正の摘発ではなく、公正かつ効率的な財務会計事務の処理を指導することによって、地方行政の適法性及び妥当性を保障することにあると言われていたところでございます。このことから、現在、舟橋村においては正当な監査が執行されているものと私は認識しております。

嶋田議員さんもお承知のとおり、平成19年6月に成立いたしました地方公共団体財

政健全化法では、国が地方自治体から4種類の財政指標の公表を求め、そのうち1つの指標でも基準を超えて悪化すれば、財政健全化計画の策定や公認会計士による外部監査を義務づけられたのであります。

また、地方自治体は毎年度、前年度の決算に基づき、健全化判断比率を算定資料とともに監査委員の審査に付しまして議会に報告し公表しなければならないということになっておるわけでございまして、その基準とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つであります。

これら4項目の数値につきましては昨年の9月定例議会で報告したとおりでございますけれども、ここで再度ご説明を申し上げたいと思います。

本村の平成19年度健全化判断比率の状況でございますが、実質赤字比率は赤字額がないため指数はございません。連結実質赤字比率は赤字額がないために、これも指数はございません。実質公債費比率につきましては19.5%でございまして、基準は25.9%であります。将来負担比率は173.2%でございまして、基準は350.0%でありました。このことから、本村は現在のところ健全財政堅持の基調上にあると私は思っている次第であります。

次に、包括外部監査についてであります。この包括外部監査に係る法律が平成10年施行されまして、都道府県、指定都市及び中核都市に義務づけられまして、その他の市町村においては条例により導入することができることとされたのであります。

包括外部監査は毎会計年度 毎年でございます 必ず外部監査を受けなければならないために、財政面等で過大な負担が生じ、また事務量も多大となり、外部監査専任の事務職員の配置が必要となるなど、さまざまな問題点がありますので、現段階では外部監査制度の導入は考えておりません。しかしながら、議員御指摘のとおり、監査の重要性は十分認識しておりますので、監査内容の充実も含めまして、今後とも法令を遵守いたしまして、村民にわかりやすい開かれた行財政運営に努めてまいりますので、議員のご理解とご協力をお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。よろしく  
お願い申し上げます。

議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

7番（嶋田富士夫君） 村長言われたように、不正を摘発するのではございませんけれども、再質問をさせていただきます。

監査の経験からいって、ちょっとどうかなと思う点を今後改良していただきたいと思

いますので、次の質問をしたいと思います。

これは村が小さいからやむを得なかった面もあると思います。それで、小規模な工事や商品発注において、地域振興や地元業者の育成等の観点から同一業者での契約が多い面がありました。業者には職員が所属するところもあり、代表者が親族名義となっはいるが、非常に誤解を招きやすいと思います。

また、本村は小規模自治体のため、業者と職員という関係だけではなく、個人的なつき合いもあることなどから、発注や契約等、透明性の向上が必要だと思われます。また、職員配置についても考慮すべき点があるのではないかと思います。

ある業種で、新規参入の希望者がいないから同一業者の契約になるような話を耳にしたことがあります。ところが、村のある業者に聞きましたら、2年ほど前から役場に参入願の書類を提出しているが、何の返事もなしのことです。提出書類に不備があるのか、ほかに何らかの理由があるのか。きょうじゃなくても調べてもらいたいと思います。

地元業者の育成もないがしろにはできませんが、舟橋村以外の周囲では、低きに合わせる護送船団方式から逐次脱皮する努力をしています。業種によっては、広く優秀な業者と契約を結ぶようにして競争原理を活用し、村の発展を図るべきであろうと考えます。今騒がれている中学校の教師の教材の不正事件や舟橋小学校の職員の不祥事も、特定業者との取引が拡大しているのも、そのようなものだと思わなかったところが要因の一つにあるのではないかと私は思っています。

最近、総務省は、5年5カ月以来の完全失業率の悪化だと発表しました。また5月20日、内閣府は、日本のGDPが戦後最悪の減少率だったと発表。それは、国、地方の債務残高がGDP比170%となるということです。

世界同時不況で現在の数値は悪化しているかもしれませんが、EUの加盟国になるには65%以内でないとなれないと言われたそうです。それに比べると、いかに日本の経済状況が悪いかということです。

舟橋村は日本の中で一番小さな面積の自治体であると言われますが、そういう甘えは許されないのではないかと思います。改革できることはする努力をするべきだと私は思います。

ご存じだと思いますが、「ゆでガエル」という言葉があります。熱いお湯の中にカエルを入れると、熱いから飛び上がりますけれども、冷たいバケツか何かの容器の中に入れて徐々に加熱をしていくと、死ぬまでなかなか気づかないということがあります。舟橋

村もそういうことにならないように、ひとつ村長の指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問を終わります。

議長（竹島ヨリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 嶋田議員さんの再質問にお答えしたいと思ひます。

まず業者の選定等でございますけれども、これもご案内のとおり、2年に一度といひますが、指名競争入札に参加を希望される方はある一定の期間に届けをするということが義務化されておるわけでございます、それに基づきまして我が村におきましては、要するに事業種別に、こういったものにどんな方が登録されているかということは当然調べることは可能でございますけれども、今議員さんがおっしゃったように、だれだれがいついつか出されたからどうなっておるといふことをおっしゃっても、私もちょっとわかりづらいのでございまして、それはその業者さんが自ら知っておいでになるわけですから、私のところへ直接、担当者なりにお聞きになったほうが私はベターだと思っておりますし、それからまた、特定業者に偏るといふか何とかといふことになりまして、それは今、議員さんが監査委員を2年余り務められたといふことの中から大変適宜なご発言だと思ひます。今おっしゃったことは、次の監査委員の方々が重々そういう点に着目されるんじゃないかと思っておりますし、私も毅然とそのようなことがないように、どうしてそうなるのかといふことも調査させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、村民に不愉快な思ひをさせるようなことはしたくないし、私自身も公正な監査をいただきたいと、こういうふうにも思っておりますので、今後とも十分検討してまいる所存でございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、いろいろとおっしゃいますけれども、ただ私が言いたいのは、やはり内々の監査委員といたしまして、私も職員と一緒にございまして、守秘義務というものがございまして、やはり調査権を持ったからすべてほかで話してもいいといふ話ではないと私は思ひますので、そういう点もご留意いただいて、今後とも適切なご指導をいただければ幸いだと思っております。

以上で答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（竹島ヨリ子君） 以上をもって一般質問を終結します。

議案第1号から報告第1号まで

議長（竹島ユリ子君） 日程第2 議案第1号から報告第1号まで8案件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（竹島ユリ子君） 提案理由説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

議長（竹島ユリ子君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

議長（竹島ユリ子君） これから議案第1号から報告第1号まで8案件を一括して採決します。

議案第1号から報告第1号まで8案件を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から報告第1号まで8案件は原案のとおり可決・承認されました。

---

議長（竹島ユリ子君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村長から発言要求がありますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 本定例会に提出いたしました議案7件、報告1件にご同意いただきまして、まことにありがとうございました。

本日の新聞を見ますと、富山県が、国の強毒性を想定した新型インフルエンザ行動計画を、より現実を盛り込んだ計画に変えてきたということが報道されました。

本村におきまして、今後計画を予定しております内容につきまして十分そういったことを入れた策定を行ってまいりたいと、かように思っております。そういうことで、議員の皆さんもまたご理解のほどお願いしたいと思います。

ご存じのとおり、一昨日、富山県が梅雨入りの宣言をされたところでございます。今後うっとうしい日々が続くと思えますけれども、議員各位には健康にご留意いただきまして活動されますようご祈念いたしまして、私のお礼の言葉にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。

---

#### 閉 会 の 宣 告

議長（竹島ユリ子君） これで本日の会議を閉じます。

平成21年6月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前 9時37分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成21年6月12日

議 長 竹 島 ユリ子

署 名 議 員 前 原 英 石

署 名 議 員 嶋 田 富 士 夫